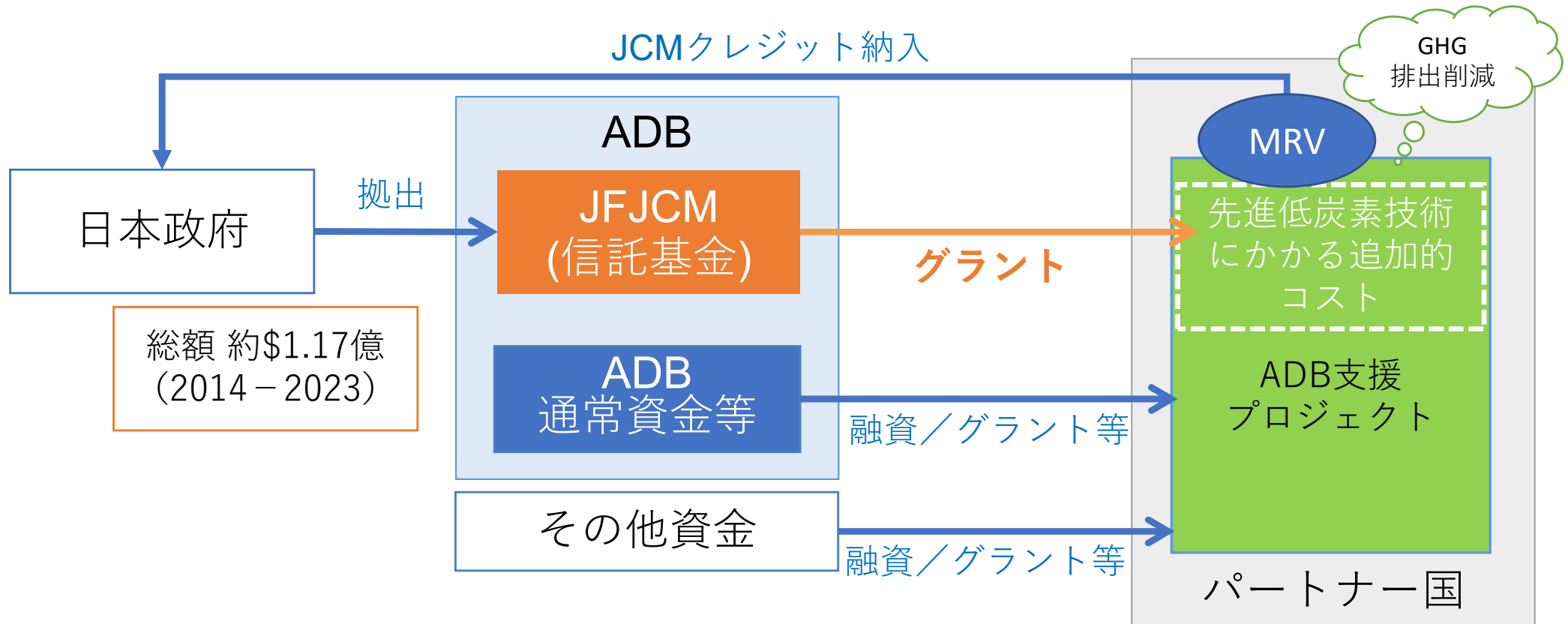


# JCM日本基金 (JFJCM)

2023年2月更新



## JFJCM 支援対象・条件

- ADBから資金支援（ローン、グラント等）を受ける案件であること
- 先進的な低炭素技術の導入を伴う案件であること（エネルギー起源CO2削減を含む）
- ノンソブリン案件（民間セクターに対するファイナンス）
  - 開発途上国で実施される民間セクター案件事業者等へのADB融資をベースに、グラントを提供（マイルストーン毎の支払）
  - 支援上限：総事業費の10% or \$1,000万の少ない方
- ソブリン案件（政府や公共セクターに対するファイナンス）
  - 優れた低炭素技術導入に伴う追加的コストに対しグラントを提供（モノ、サービス、能力向上トレーニング等含む）
  - 支援上限 (1)総事業費の10% or \$1,000万の少ない方  
(2)総事業費 < \$5,000万の場合、\$500万
- JCM設備補助事業との併用は不可

# JCM日本基金 (JFJCM)

## JFJCM 支援対象国

- JCMパートナー25カ国のうち、ADBの支援対象国である16カ国
  - アゼルバイジャン、バングラデシュ、カンボジア、ジョージア、インドネシア、ラオス、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、スリランカ、タイ、ウズベキスタン、ベトナム

## 民間事業者の参画方法

- ノンソブリン案件
  - GHG削減を伴うプロジェクトの実施においてADBから融資を受ける際、JFJCMのグラントを利用
- ソブリン案件
  - プラント建設・設備機器納入等の入札に参加（事業者・サプライヤーとして）
    - JFJCM案件は、先進的な低炭素技術の導入を条件とし、入札における技術要件を厳しく設定している。またライフサイクルコストによる評価を採用するため、発電効率や省エネ効果の高い設備機器等を含む提案が有利となる。
  - 案件形成調査、詳細設計、調達等にかかるコンサルティングサービスの提供

## 相談窓口

### Tatsuya Yanase

Environment and Climate Change Specialist /  
JFJCM Fund manager

+63 2 8632 4431 | [tyanase@adb.org](mailto:tyanase@adb.org)

Climate Change and Disaster Risk Management Division  
Sustainable Development and Climate Change Department  
Asian Development Bank

### Takahiro Murayama

Low Carbon Project Development Specialist (Consultant)

+63 2 8632 4444 | [tmurayama.consultant@adb.org](mailto:tmurayama.consultant@adb.org)

ご参考：ADB JFJCMと令和4年度JCM設備補助事業の比較

比較事項		JFJCM		R4年度 JCM設備補助事業
		ソブリン案件	ノンソブリン案件	
ファイナンスに関わる事項	前提	ADB資金支援を受ける案件であること		
	対象国	JCMパートナー国のうちADB支援対象であるアジア太平洋の16カ国		JCMパートナー25カ国
	資金支援 上限額	(1) 総事業費 ≤ \$5,000万の場合: \$500万 (2) 総事業費 > \$5,000万の場合: 総事業費の10% or \$1,000万 の少ない方	総事業費の10% or \$1,000万 の少ない方	当該国で初めて設備補助で導入 される技術についてCO2削減に 直接資する費用の50%上限、 2～4件目: 40%上限、 5件目～: 30%上限 (詳細は公募要領等を参照)
	案件発掘の起点	各国政府起点	事業者起点	事業者起点
	競争入札の有無	国際競争入札が原則必須	案件毎に異なる	案件毎に異なる
	ファイナンス適格性 確認	融資についてADBが審査 JFJCMによる支援についてADB及び環境省が審査		執行団体及び環境省が審査
	費用対効果	< \$40/tCO2を目安		< 4000円/tCO2であること (詳細は公募要領参照)
	申請者	各国政府 (JFJCM申請書類はADB案件担当 者が作成)	ADB融資を受ける事業者 (JFJCM申請書類はADB案 件担当者が作成)	日本法人
	応募時期	随時受付、年度の区切り無し		年度毎に公募 (詳細は公募要領参照)
	建設期間	制限なし		採択年度を含め3年度以内

ご参考：ADB JFJCMと令和4年度JCM設備補助事業の比較

比較事項		JFJCM		R4年度 JCM設備補助事業
		ソブリン案件	ノンソブリン案件	
J C M 関 連 手 続 き	方法論・PDD	JFJCM Grantから支出可能		環境省予算で支援
	TPE費用 (妥当性確認、 検証の費用負担)	妥当性確認及び1回目の検証費用を JFJCM Grantから支出可能		妥当性確認及び1回目の検証 費用を環境省が支援
	モニタリング期間	事業実施期間、またはJCM署名が有効 な期間、のいずれか短い方		主となる設備の法定耐用 年数
	クレジット配分	貢献度合いに応じ、日本政府・対象パートナー国政府等の間で協議		
	検証回数	稼働開始から1年後に1回目の検証を実施。その後、2030年までの削減量にかかる検証を2031年に実施（モニタリング期間が2030年より前に終了する場合、その事業期間分まで）		
	MRVの責任所在	ADB案件における実施主体 (Borrower)		国際コンソーシアムの代表 事業者
	JCMプロジェクトの 適格性確認	両国政府代表者から構成されるJCM合同委員会が確認		
	対象GHG	温室効果ガス7種、ただしエネルギー起源CO2削減を含むこと		